

**小平市立学校における
医療的ケアの実施に関するガイドライン
【案】**

**令和5年 月
小平市教育委員会**

目次

1 本ガイドラインの目的

2 学校における医療的ケアの範囲

- (1) 学校における医療的ケアの内容
- (2) 学校における医療的ケアの実施者

3 対象者

4 実施の手続

- (1) 実施決定までの流れ
- (2) 実施に向けた合意形成のあり方

5 実施体制

- (1) 校内体制の構築
- (2) 医療的ケア個別実施マニュアルの作成

6 学校における医療的ケアの実施に当たっての役割分担

- (1) 教育委員会
- (2) 学校
- (3) 保護者
- (4) 主治医
- (5) 看護師

7 安全管理

- (1) 緊急時マニュアルの作成
- (2) ヒヤリハット事例の共有
- (3) 事故への対応・検証

8 経過措置

別紙 医療的ケア実施上の手続

1 本ガイドラインの目的

本ガイドラインは、小平市立小・中学校（以下「学校」という。）に在籍する、日常的に医療的ケアが必要な児童・生徒（以下「医療的ケア児」という。）に対し、安全で適切な医療的ケアを実施するとともに、医療的ケア児が安心して学校生活を送ることができるよう、学校における医療的ケア実施の基本的な考え方を示すものです。

2 学校における医療的ケアの範囲

(1) 学校における医療的ケアの内容

・学校における医療的ケアは、保護者（このガイドラインでは、当該児童の保護者。以下同じ。）からの依頼に基づき、主治医の具体的な指示と許可を得た後、必要な手続を経て実施することとします。

・学校で実施する医療的ケアの範囲は、病院などの医療機関以外の場所（学校や自宅など）で日常的に継続して行われ、かつ安全で安定的に実施できる内容とし、保護者、主治医、在籍（する予定の）学校、就学前施設、小平市教育委員会（以下「教育委員会」という。）等の協議により個別に決定し、原則として次の内容を基本とします。

- ① 経管栄養（経鼻経管栄養・胃ろう・腸ろう）
- ② 導尿
- ③ 吸引（口腔内・鼻腔内・気管切開部）
- ④ インスリン注射

・学校における医療的ケアの日数及び時間は、医療的ケア児が必要とする医療的ケアの内容により異なり、また、保護者の就労の状況により配慮を要することから、障がいの状態や医学的見地からの意見、それぞれの学びの場における教育課程や教育内容、自立に向けての指導内容、保護者の希望等を踏まえ、学校、教育委員会、保護者、主治医をはじめとする関係者の協議により合意形成に努めます。

・遠足や社会科見学等校外学習における医療的ケアの実施は、校内での実施に比べリスクが大きく、医療的ケア以外に緊急時対応の必要が生じることも想定されるため、その活動ごとに慎重に検討・判断し、医療的ケア児の活動への参加について、及びケアの内容を決定します。なお、医療的ケアの実施者の確保が難しい等の事情により参加できないことがあります。

・児童・生徒の状況によっては、実施が可能な項目であっても個別性が高く、一律に実施できない場合があります。

(2) 学校における医療的ケアの実施者

・医療的ケア児が在籍する学校に対し、教育委員会は医療的ケア看護師（以下、「看護師」という。）を配置し、医療的ケアを実施しますが、止むを得ない事情により、医療的ケアを実施する看護師が勤務できない場合には、保護者に付き添いをお願いすることがあります。また、入学時や転学時のほか、夏休み等の長期休業や長期の入院後をはじめ登校する際などには、安定して医療的ケアを実施できるまでの一定の期間、保護者には付添いの協力をお願いします。

・教職員は医療的ケアを行うことはできません。

3 対象者

- ・一定期間在宅経験があり、家族が医療的ケアを十分理解していること、また病状が安定し、家庭で日常的に保護者が行っている医療的ケアが確立し、安定して行われていることが必要です。
- ・学校で実施する医療的ケアの対象者は、障がいの状態や医学的見地からの意見等を踏まえ、学校での受け入れが可能と教育委員会が判断し、学校における医療的ケアの実施内容及び医療的ケアの状況を踏まえた学習活動の計画について保護者が合意した医療的ケア児とします。
- ・小平市立小学校に就学する医療的ケア児については、幼稚園・保育園・小学校連絡会における連携やこげら就学支援シートの活用により、把握することに努めます。

4 実施の手続

(1) 実施決定までの流れ

- ・学校における医療的ケアの実施を依頼しようとする保護者は、原則として、就学相談を経て、就学支援委員会での審議結果による必要な支援等に関する教育委員会の提案を受けることが必要です。
- ・医療的ケア実施決定までの具体的な手続は、別紙「医療的ケア実施上の手続」により進めます。

(2) 実施に向けた合意形成のあり方

- ・保護者から学校における医療的ケア実施の希望が示された際には、それぞれの学びの場における教育課程や教育内容、自立に向けての指導内容等も十分に説明したうえで、学校で実施する医療的ケアの範囲や、学校と保護者、主治医をはじめとするさまざまな関係者の協力と協働によって安全で適切な医療的ケアが行われることについて、教育委員会が説明し、理解が得られるようにします。
- ・主治医や保護者等と学校との間で考え方が異なる場合、学校、保護者、主治医、教育委員会等による協議の場を設け、合意形成に努めることとします。

就学相談等フロー

1	保護者から教育委員会へ電話申し込み
2	保護者と就学相談員の面談、医療的ケア実施依頼書、同意書の提出
3	幼児・児童・生徒に対する発達検査及び医師との相談※1、情報提供兼指示依頼書の提出
4	保護者等が就学する予定の学校の見学（就学相談員が同行）
5	学校・就学前施設での幼児・児童・生徒の状況について、就学相談員等が観察
6	専門家等による支援等の検討 ・学校における拡大校内委員会※2 ・教育委員会における就学支援委員会※3
7	教育委員会の提案 ・就学支援委員会の所見をもとに、就学先を保護者へ提案します。 ・提案を踏まえた保護者の意向を確認し、就学先を決定します。 ・就学先についての通知を教育委員会が発送します。

※1. 発達検査及び医師との相談：かかりつけ医がある場合は、検査結果及び所見を提出していただきます。かかりつけ医がない場合は、教育委員会が対応を進めます。

※2. 拡大校内委員会：校内委員会のメンバー及び教育部職員で構成します。その他必要な関係者の出席を求めることもできます。

※3. 就学支援委員会：医師、学識経験者、臨床心理士、教職員、福祉関係者、保育指導担当課長、教育委員会事務局等で構成します。

5 実施体制

(1) 校内体制の構築

- ・医療的ケアを安全に進めるとともに発生した課題等に対応するため、学校は、学校医療的ケア委員会を設置し、定期的、または必要に応じて（医療的ケア児の状況に応じて、年に2～3回程度）開催します。
- ・学校医療的ケア委員会は、学校管理職、教職員、保護者、看護師で構成し、検討等の内容に合わせて必要な委員を招集して開催し、その他必要な関係者の出席を求めることもできます。
- ・学校医療的ケア委員会は、医療的ケア児の学習面及び生活面における諸課題の解決のための具体的な方法等について検討します。また、校内における医療的ケア個別実施マニュアル、緊急時マニュアルや個別の教育支援計画等の内容の検討や実施状況について評価します。
- ・医療的ケアの開始、医療的ケア児の状態変化により医療的ケア内容に変更がある場合や、校外活動等への医療的ケア児の参加方法等について協議が必要な場合は、必ず学校医療的ケア委員会を開催します。
- ・学校医療的ケア委員会の開催に際しては、できるだけ前もって、協議する案件についての主治医の見解を得ておくようにします。また、必要に応じて主治医を招くことも検討します。
- ・学校における医療的ケアの開始や医療的ケア内容に変更がある場合は、学校は保護者了承のもと学校医に情報提供を行います。

(2) 医療的ケア個別実施マニュアルの作成

- ・医療的ケアの実施にあたっては、主治医からの指示書（情報提供書）に基づいた医療的ケア個別実施マニュアルを学校等の協力を得て看護師が作成し、保護者に確認します。
- ・医療的ケア個別実施マニュアルには、対象となる医療的ケア児のケアの流れと内容を記載することとし、緊急時マニュアルとともに綴って、看護師、学習補助員等が随時確認できるよう、学級担任が所定の場所に保管します。
- ・校外活動等への参加の際には、そのために取り決めた内容を医療的ケア個別実施マニュアルに盛り込みます。

6 学校における医療的ケアの実施に当たっての役割分担

(1) 教育委員会

- ・学校における医療的ケア実施に係るガイドライン等の策定と改訂
- ・学校における医療的ケア実施の決定
- ・医療的ケア実施のための校内環境整備等に係る予算措置
- ・医療的ケアを実施する看護師の配置と予算措置
- ・学校における医療的ケア実施体制説明資料（リーフレット等）の作成と広報
- ・医療的ケアを実施する学校と特別支援学校の連携支援
- ・教職員の研修会・講習会の計画と実施
- ・関係機関との医療的ケア児に関する連携

(2) 学校

ア 管理職

- ・学校における医療的ケアの総括
- ・各教職員の役割分担の明確化
- ・医療的ケア実施のための校内環境の整備
- ・医療的ケアに関する校内組織の設置と運営
- ・医療的ケアのための外部を含めた連携体制の構築
- ・校外活動等への参加の判断
- ・緊急時の体制整備
- ・学校医への情報提供
- ・医療的ケア個別実施マニュアルの作成への協力
- ・緊急時マニュアルの作成
- ・医療的ケアの実実施計画や報告に関する書式等の作成と提出

イ すべての教職員

- ・医療的ケア児と学校における医療的ケアの教育的意義の理解
- ・医療的ケアに必要な衛生環境の理解
- ・医療的ケア児の学級担任との情報共有
- ・医療的ケア児の日常的な状況把握と必要な場合の支援
- ・ヒヤリ・ハット等の事例の蓄積と予防対策
- ・緊急時の協力
- ・医療的ケア個別実施マニュアル・緊急時マニュアル作成への協力

ウ 養護教諭及び特別支援教育コーディネーター

(上記「イ すべての教職員」に加え)

- ・学校保健（保健教育、保健管理等）の中での医療的ケアの位置づけ
- ・医療的ケア児の健康状態の把握
- ・医療的ケア実施に関わる環境整備
- ・主治医等との連絡・報告
- ・看護師と教員との連携支援
- ・学校医療的ケア委員会の招集及び運営

エ 学級担任

(上記「イ すべての教職員」に加え)

- ・医療的ケア児の日常の健康状態の把握と養護教諭・看護師との共有
- ・医療的ケア実施に係る日次スケジュールの把握と養護教諭・看護師との共有

オ 学習補助員

(上記「イ すべての教職員」に加え)

- ・医療的ケア児の介助

(3) 保護者

- ・学校における医療的ケアの内容及び実施体制の理解
- ・学校との連携・協力
- ・緊急時の連絡手段の確保
- ・定期的な医療機関への受診（主治医からの適切な指示を仰ぐ）
- ・医療的ケア児の健康状態の報告
- ・医療的ケアに必要な医療器具等の準備と管理
- ・緊急時の対応（保護者が来校できない場合の代理人の指定を含む）
- ・学校と主治医との連携体制の構築への協力
- ・医療的ケア個別実施マニュアル・緊急時マニュアル作成への協力

(4) 主治医

- ・医療的ケア児本人や学校の状況を踏まえた書面による指示
- ・緊急時に係る指導・助言
- ・個別の手技に関する看護師への指導・助言
- ・学校への情報提供（看護師や教職員との連携・面談・巡回指導など）
- ・医療的ケア個別実施マニュアル・緊急時マニュアル作成への指導・助言・承認
- ・保護者への説明

(5) 看護師

- ・医療的ケア児のアセスメント
- ・医療的ケア個別実施マニュアルの作成
- ・緊急時マニュアルの作成への助言
- ・医療的ケア実施に係る日次スケジュールの管理
- ・医療的ケア児の健康管理
- ・医療的ケアの実施
- ・医療的ケアの記録・管理・報告

- ・必要な医療器具・備品等の管理
- ・教職員・保護者との情報共有
- ・ヒヤリ・ハット等事例の蓄積と予防対策
- ・緊急時の対応

7 安全管理

(1) 緊急時マニュアルの作成

・学校は、保護者・主治医の協力を得て、医療的ケア児の急変、医療的ケアに関わる事故発生時、災害・火災発生時等個別の事案について緊急時マニュアルを作成し、必要に応じて随時更新します。

・学校での避難訓練の際には、緊急時マニュアルに沿った訓練を行います。

(2) ヒヤリ・ハット事例の共有

・学校は、医療的ケア児に関するヒヤリ・ハット事例を教育委員会に報告するとともに、校内で定期的に共有することとします。

(3) 事故への対応・検証

・学校は、医療的ケアに関わる事故等が発生した場合は、速やかに対応を図るとともに教育委員会に報告します。

・学校は、経過記録を作成して関係者間での情報共有と検証を行い、再発防止に取り組みます。

8 経過措置

このガイドラインの施行の際、現に医療的ケアを必要とする児童・生徒が、既に学校に就学している場合については、このガイドラインの相当規定により手続を行った結果、適となったものとみなします。

医療的ケア実施上の手続

1 新規の手続

教育委員会は、医療的ケア実施希望のある保護者から連絡を受けた際、以下の手順に沿って手続を進める。

- (1) 保護者は医療的ケア実施依頼書(様式1)を作成、医療的ケア実施同意書(様式2)を確認し、教育委員会へ提出する。
- (2) 教育委員会は医療的ケア情報提供兼指示依頼書(様式3)を作成し、保護者より主治医に依頼する。
- (3) 主治医は医療的ケアの実施に関する情報提供兼指示書(様式4)を作成し、保護者より教育委員会へ提出する。
- (4) 小平市立学校における医療的ケアの実施に関するガイドラインに基づき、拡大校内委員会及び就学支援委員会にて実施の可能性について検討する。
- (5) 以上の手続より、教育委員会において医療的ケア実施の適否について判断する。
- (6) 教育委員会は、医療的ケア実施適否通知書(様式5)を作成し、保護者へ通知する。
- (7) 教育委員会は、医療的ケア実施通知書(様式6)を作成し、校長へ通知するとともに、保護者や主治医から提出のあった資料(様式1～5)の写しを校長へ提供する。

2 継続・変更の手続

学校での医療的ケア実施については、児童・生徒の健康状態等を勘案し、毎年度手続きを行う必要がある。また、年度の途中において医療的ケアの内容に変更があった場合にも同様の手続が必要となる。

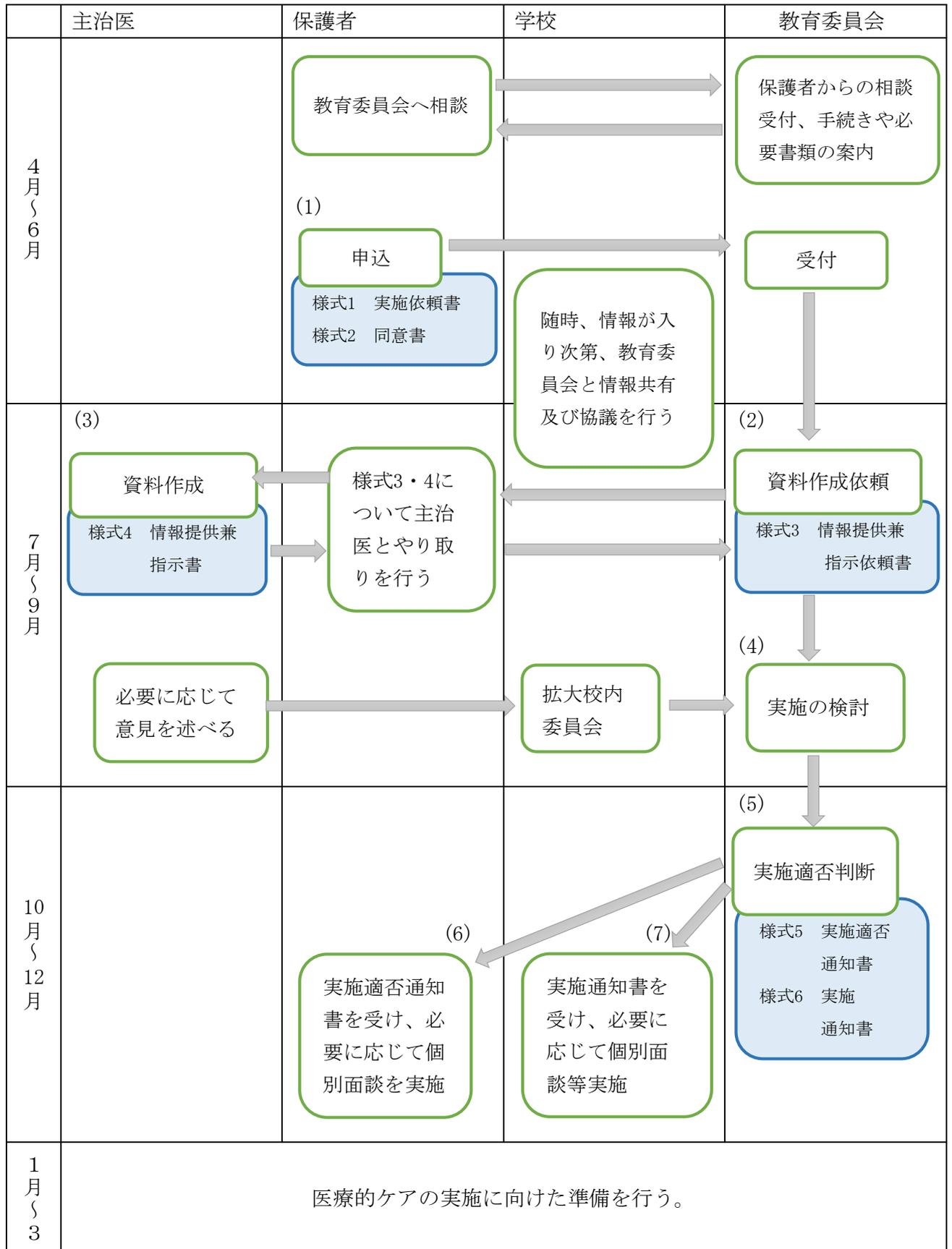
継続・変更の手続は、「1 新規の手続」と同じ流れで行う。

3 終了の手続

医療的ケア実施期間の途中で医療的ケアの実施が終了する場合は、以下の手続を行う。

- (1) 保護者は、医療的ケア終了に関する届出書(様式7)を作成し、教育委員会へ提出する。
- (2) 教育委員会は、届出書の終了年月日をもって、医療的ケアの実施を終了とする。

4 医療的ケア実施までの基本的な流れ(新規)



※上記は、 ページ「1 新規の手続」について、医療的ケア児が入学する前年度の流れとして図示したものであり、状況によって異なる場合がある。

様式集

様式	書式名	備考
1	医療的ケア実施依頼書	保護者が作成し、教育委員会に提出する。
2	医療的ケア実施同意書	保護者が確認、押印の上、教育委員会に提出する。
3	医療的ケア情報提供兼指示依頼書	教育委員会が作成し、保護者より主治医に依頼する。
4	医療的ケアの実施に関する情報提供兼指示書	主治医が作成し、保護者より教育委員会に提出する。
5	医療的ケア実施適否通知書	教育委員会が作成し、保護者に通知する。
6	医療的ケア実施通知書	教育委員会が作成し、校長に通知する。
7	医療的ケア終了に関する届出書	保護者が作成し、教育委員会に提出する。
8	医療的ケア個別マニュアル	看護師が様式4を基に主治医と連携しながら作成する。
9	医療的ケア実施票	医療的ケア児の連絡帳、実施記録簿となる。保護者は登校前に健康状態等を記入し、学校担当者へ提出。看護師は、実施内容等を記録し、管理職へ提出する。最終的には、学校で保管するものとする。
10	医療的ケアに係る事故報告書	事故が発生した際、教育委員会へ速やかに報告の上、報告書を提出する。

参考様式	書式名	備考
1	安全管理マニュアル	学校医療的ケア委員会にて協議の上、作成する。
2	災害時対応マニュアル	学校医療的ケア委員会にて協議の上、作成する。
3	緊急時対応フローチャート	学校医療的ケア委員会にて協議の上、作成する。

様式1

年 月 日

小平市教育委員会 御中

住 所

保護者氏名

電 話 番 号

医療的ケア実施依頼書

下記児童・生徒の医療的ケアについて、実施を申し込みいたします。

記

学 校 名	小平市立	
学 年 ・ 学 級	年 組 (学級)	
児 童 ・ 生 徒 氏 名		
生 年 月 日	年 月 日生	
医療的ケアの内容		
実 施 期 間	年 月 日から 年 月 日まで	
主 治 医	氏 名	
	医療機関名・科	
	住 所	
	電 話 番 号	
緊急時搬送医療機関	医療機関名・科	
	住 所	
	電 話 番 号	
その他(留意事項等)		

※依頼内容に変更がある場合には、再度、実施依頼書の提出が必要です。

小平市教育委員会 御中

住所

保護者氏名

電話番号

医療的ケア実施同意書

確認事項について、全て同意の上医療的ケアの実施を依頼いたします。

記

- 1 毎年度、教育委員会へ「医療的ケア実施申込書」「医療的ケア実施同意書」「医療的ケアの実施に関する情報提供兼指示書」を提出し、教育委員会が医療的ケアの実施の継続可否を判断すること。
- 2 学校で医療的ケアを実施する上で主治医の指導・助言が必要な場合に、学校関係者等が保護者の受診に同行し、主治医との相談を行う場合があること。
- 3 保護者は、児童・生徒の医療的ケアの内容に変更があった場合には、その内容を速やかに学校へ報告するとともに、「医療的ケア実施申込書」「医療的ケア実施同意書」「医療的ケアの実施に関する情報提供兼指示書」を提出すること。
- 4 医療的ケアを実施するにあたり、必要な文書等の発行に伴い発生する費用等、医療的ケアの実施手続に要する経費について、保護者の負担となること。
- 5 保護者において、医療的ケアの実施に必要な医療機器(予備電源含む)、医療用具、医薬品及び消耗品等を不足なく準備、点検及び整備し、学校に預託すること。使用後の物品は、家庭に持ち帰ること。
- 6 医療的ケアを安全に実施するために、入学時や転学時のほか、夏休み等の長期休業や長期の入院後はじめて登校する際などには、安定して医療的ケアを実施できるまでの一定の期間、保護者は付添いの協力をすること。
- 7 止むを得ない事情により、医療行為を行う看護師等が勤務できない場合には、保護者等に付き添いをお願いすることがあること。
- 8 登校前にご家庭にて健康観察をすること。顔色、動作、食欲、体温等が普段と違い、体調が悪い時には、登校を控えること。
- 9 児童・生徒が在校中に健康状態等に異変があった場合等、保護者等に連絡するため、必ず連絡が取れるようにすること。※裏面に緊急連絡先を記入すること。

(裏面につづく)

- 10 学校や看護師等が必要と認める時には、主治医等を受診すること。なお、その費用は保護者の

負担となること。

- 1 1 児童・生徒の症状に急変が生じ、緊急事態と学校等が判断した場合、その他必要な場合には、学校等が事前に確認をしている医療機関に連絡を行い、必要な措置を講じること。同時に児童・生徒の保護者等に連絡を行うこと。また、保護者等へ連絡する前に児童・生徒を医療機関等に搬送し、受診または治療が行われることがあること。それに伴い生じた費用は保護者等の負担となること。
- 1 2 安全に学校生活を送れるよう、保護者等から提供された申請内容等について学校長、担任教諭、養護教諭、看護師等で共有すること。
- 1 3 緊急時の対応のために、「医療的ケアの実施に関する情報提供兼指示書」等の内容を、主治医以外の医療機関等に情報提供すること。
- 1 4 医療的ケアが必要な児童・生徒の状況について、学校生活を送る上で必要なことは、他の児童・生徒や保護者との間で共有する場合があること。
- 1 5 入学時や転学時において、他の関係機関と必要な情報を共有すること。
- 1 6 上記のほか、必要に応じ学校等との間で取り決めた事項を順守すること。

【緊急連絡先】

	連絡先の氏名	児童・生徒との関係	電話番号	連絡先種別
1				<input type="checkbox"/> 携帯電話 <input type="checkbox"/> 自宅 <input type="checkbox"/> 勤務先
2				<input type="checkbox"/> 携帯電話 <input type="checkbox"/> 自宅 <input type="checkbox"/> 勤務先
3				<input type="checkbox"/> 携帯電話 <input type="checkbox"/> 自宅 <input type="checkbox"/> 勤務先
4				<input type="checkbox"/> 携帯電話 <input type="checkbox"/> 自宅 <input type="checkbox"/> 勤務先
5				<input type="checkbox"/> 携帯電話 <input type="checkbox"/> 自宅 <input type="checkbox"/> 勤務先

主治医 様

小平市教育委員会

医療的ケア情報提供兼指示依頼書

日頃より本市の教育行政の御理解及び御協力に感謝いたします。
このたび、下記児童・生徒の保護者より医療的ケアの実施について申し込みを受けました。
つきましては、このことについて御指導を賜りたく存じますので、別紙様式に御記入ください
ますようお願い申し上げます。

記

1 医療的ケア対象者

学 校 名 :

学 年 :

氏 名 :

生年月日 :

2 依頼された医療的ケアの内容

3 実施期間

年 月 日から 年 月日 まで

※情報提供兼指示書については、以下の情報含め、詳しく指示してください。

- ・喀痰吸引：挿入するカテーテルサイズ、挿入の長さ、吸引圧等
- ・経管栄養；注入する栄養剤及び水分の種類と量や温度、栄養を注入する時刻、注入に要する時間と速度、胃残があった場合の対応(胃残の量及び、清浄による対応)等
- ・気管切開部の管理：気管切開部のケアに際して、注意する点、緊急時、気管カニューレの閉塞、事故抜去時の対応
- ・胃ろうの管理：胃ろうのチューブ抜去時の対応
- ・呼吸管理：酸素投与の基準となる SpO₂ の値、酸素投与の開始量、何リットルまで酸素投与してよいか等

様式4

医療的ケアの実施に関する情報提供兼指示書

医療的ケアの必要な児童・生徒に関し、下記のとおり情報提供します。

なお、教育委員会より医療的ケア実施適否通知書にて適と判断された際に、指示書と替えさせていただきます。

児童・生徒氏名 (学校名)	(学校)	生年月日	年 月 日 生 (歳)
主たる疾患名			
学校において 看護師が行う 医療的ケアの実施内容	<input type="checkbox"/> 別紙あり() ※別紙にて提供する情報の内容についてお書きください。		
緊急時の対応	※予想される緊急時の状態及びその対応方法等を御記入ください。 <input type="checkbox"/> 別紙あり() ※別紙にて提供する情報の内容についてお書きください。		
学校生活での配慮事項	<input type="checkbox"/> 別紙あり() ※別紙にて提供する情報の内容についてお書きください。		

年 月 日

小平市教育委員会 御中

医療機関名

医 師 名

Ⓔ

様式5

年 月 日

(保護者氏名) 様

小平市教育委員会

医療的ケア実施適否通知書

年 月 日付で依頼のありました、医療的ケア実施の適否につきまして、下記のとおり通知
します。

記

1. 医療的ケア対象者

学校名	学年	氏名

2. 医療的ケア実施の適否

(1) 医療的ケアを実施します。	
実施する 医療的ケアの内容	
実施期間	年 月 日 ~ 年 月 日

(2) 以下の理由で医療的ケアを実施できません。	
実施できない理由	

《学校名》校長 殿

小平市教育委員会

医療的ケア実施通知書

下記のとおり通知いたします。

記

1 医療的ケア対象者

学 年

氏 名

2 実施する医療的ケアの内容

《内容》

実施期間 年 月 日から 年 月 日まで

3 その他

別紙様式1～5の写しを御提供いたします。取り扱いには十分ご注意ください。

様式7

年 月 日

小平市教育委員会

《保護者氏名》

医療的ケア終了に関する届出書

下記児童・生徒について、医療的ケアの実施を終了することを届出いたします。

記

1 医療的ケア対象者

学校名

学 年

氏 名

2 終了する医療的ケアの内容

《内容》

終了年月日 年 月 日

様式 8

医療的ケア個別マニュアル

作成年月日 年 月 日
 作成者

氏名		年 組	<input type="checkbox"/> 男・ <input type="checkbox"/> 女
疾病名		必要物品	
医療的ケアの内容			
実施期間			
実施時間や実施目安			
実施場所			
実施手順	実施内容	実施上の留意点	

- ※実施手順は、必要物品の準備から後片付けまで、医療的ケアの流れについて順序立てて記載する。
- ※実施内容は、医療的ケアの内容を手順ごとに箇条書きで簡潔に記載する。
- ※裏面には、予想される緊急状況に対する対応について記載する。

様式8 (裏面)

緊急時の対応

安静時のバイタル	平熱 度 ・ 脈拍 回/分 ・ SpO2 %
予想される緊急状況・症状	対処方法

※安静時のバイタルについては対象児童生徒に合わせて適宜変更すること。

様式 9

医療的ケア実施票

小平市立 学校 年 組 氏名()

1 実施依頼(保護者記入)

年 月 日 () 体温 ℃			
健康状態	(児童・生徒の体調)	持 参 品	(登校時)
特記事項			(下校時)

2 実施記録(看護師記入)

記 録	実施時刻	医療的ケアの実施内容、実施時の健康状態等の記録	
連絡事項等			
実施者		学校確認 (サイン可)	

保護者確認 (サイン可)	
-----------------	--

医療的ケアに係わる事故報告書

提出日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

記入者氏名 _____

学校名	年 組 男 ・ 女
氏名	年齢 歳
発生日時	年 月 日 () 時 分頃
発生場所	
医療的ケアの内容	
発生時の状況と経過	
実施した処置と その後の経過	病院受診： <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 医師の診断書： <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有
原因	
今後の対応と再発防 止に向けた取り組み	
保護者への説明	説明： <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 (面談 ・ 電話) ※説明内容を記入

対象児童・生徒氏名 : _____

場面	予測される危険	対応策
登下校		
休み時間		
排泄		
給食		
体育		
プール		

対象児童・生徒氏名： _____

【災害時持ち出すもの】

-
-
-

【避難手順】

- ①（具体的な内容を記載）
- ↓
- ②（具体的な内容を記載）
- ↓
- ③（具体的な内容を記載）
- ↓
- ④（具体的な内容を記載）
- ↓
- ⑤（具体的な内容を記載）

【避難場所】

- ※地震の場合：
- ※火災の場合：
- ※竜巻の場合：

緊急時対応フローチャート(例)

